2017年9月一般質問【第11稿目9月15日最終読み上げ原稿】大内真理

【1】大綱 1、広域防災拠点整備に伴う JR 貨物ターミナル駅移転地の諸課題解決を求めま す。

「広域防災拠点計画」は、昨日遠藤いく子県議が指摘したように、いざ災害が起きた時「宮城野原」自体が機能するのか?保障がまったくありません。「計画」そのものを一旦止め、一から議論を積み直す事を強く求めます。

工事の正当性や住民合意が一切ないまま、JR 貨物ターミナル駅移転手続きだけは粛々と進められ、今・年末から燕沢東・岩切地域工事が着工されようとしています。私はこの工事に至る原因をつくった宮城県こそが『仙台市』や『日本貨物鉄道株式会社』任せでなく、住民の皆さんの懸念払拭のため主体的で具体的な役割と責任を果たす対応を果たすまでは貨物駅移転工事そのものをストップさせる事を求めるものです。

住民と日本貨物鉄道(株)との諸課題は、仙台市の長町副都心計画に則り「あすと長町」から、燕沢東へと「機関区」機能が移転された 18 年前からすでにはじまっています。燕沢東は当時、土地区画整理事業で売り出されていましたが、住民は土地購入前に貨物駅移転工事が行われる旨の事前説明を一切受けていません。

移り住んだ後から目の前で巨大工事が始まり、その後現在に至るも住民は、早朝4時から 深夜22時まで。365日18年間。騒音・振動被害に悩まされ続けています。私も仙台市議 とともに朝4時前から現地調査を行い、貨車の発進・ブレーキによる金切り音を確認してい ます。こうした実態を知事は認識されていましたか?伺います。

通常機関車の約2倍。4560馬力を持つ牽引車「金太郎」は、金切り音の主な発生源です。 全国で82台。燕沢東はそのうち約70台が集積する巨大・鉄道物流拠点となっています。

日本貨物(株)の企業姿勢は極めて不誠実で、住民が再三求めて騒音調査が実施される日だけは急発進・急ブレーキを抑制するも、調査が終わった途端、元の木阿弥という状態が繰り返されてきたと伺っています。

燕沢東の皆さんが 18 年間晒され続けている諸問題に加え、より広範囲の住民が、渋滞・ 交通事故増大・騒音・振動・粉塵・排気ガス・内水被害などにさらされようとしています。

環境アセスに基づく法定住民説明会は、2016年7月と2017年3月の2度、開催されました。いずれも約150人の住民が参加。懸念が次々に出され紛糾しました。住民の質問に応えるまともな回答は今に至るも一切ありません。住民の皆さんは再度の説明会を求めていますが、県や仙台市が表に立った説明会は今後開催する予定は無いと一蹴されたままです。

この工事に至る原因をつくった宮城県が、様々な角度で住民から表明されている被害想定への懸念について、それぞれの地域住民との協議をしっかり行い、インフラ整備など仙台市や日本貨物鉄道(株)に働きかけて一つ一つ解決する主体者としての責任と役割を果たすよう求めます。併せて宮城県主導の再度の住民説明会開催を求めます。いかがですか?

工事期間の土砂搬入トラックも、貨物駅稼働後の配送トラックも、100%災害公営住宅や防災集団移転地域のすぐそばを通る計画です。現在でもこの地域の被災者の皆さんは、沿岸部復興工事土砂搬入のトラックによる振動・粉塵が激増し、窓を開けることも叶わない日々を過ごしています。

全てのトラックの出入りについて、最低でも災害公営住宅や防災集団移転地域を回避する ルートにするべきではありませんか?認識を伺うとともに、トラックルートの抜本的な変更 を日本貨物(株)と協議することを求めます。お答えください。

今でも 6700 台の交通量で日常的に渋滞しているこの地域に、貨物駅稼働前も後もそれぞれプラス 1000 台のトラックが新しく集積します。この上さらに、主要 3 本のうち 2 本の道路・踏切が潰される事だけは決まっています。

提示されている現計画では抜本的な渋滞解決にはならず、このままでは貨物駅移転は絶対に認められません。宮城県が責任を持って対応するべきです。いかがですか?お答え下さい。

貨物駅工事予定地含む広大な水田地帯は事実上の「遊水池」となっています。24ha の水田で貯水していた推定7万2千トンの保水機能は、今回の工事で失われることになります。昨今の異常気象により全国各地で記録的な降雨量となっています。2015年の関東東北豪雨被害の際にも七北田川支流の梅田川には排水が集中しました。排水しきれなかった雨水は、田子・福住・仙石を経由し、避難勧告が発令された深夜2時時点で住宅地を1m以上冠水させました。梅田川沿いの地域は冠水常習区域であり、避難勧告が発令されても避難が叶わない事態をこれまで何度も経験しています。

たった1万7千トンしか保水しない調整池が、県の基準に沿ってるといっても、差し引き、50m プール70杯分・5万5千トンの排水が梅田川に集中します。人工的に保水機能を失わせた上、排水が集中する梅田川そのものが決壊・反乱する可能性を無視した本計画を現在のまま通すわけにはいきません。梅田川の堆積土砂撤去と支障木伐採の河川整備及び護岸工事を行い、流下面積を抜本的に広げ、自然流下を促進する計画を施し、下流部地域が潜在的に抱え続けている内水・外水問題解決にも寄与する計画追加を県自身に求めます。いかがですか?

住民の皆さんにとっては、町のカタチが大きく変わる本計画によって、子どもたちの交通 安全、騒音など懸念されていることは山積みです。交通規制線をどのように巡らすのか、防 音壁の設置など、具体的な一つ一つの課題解決や住民の皆さんの願いに宮城県こそが主体的 に向き合い、仙台市と協議し解決する具体的な役割と責任を果たすことなしに貨物駅移転工 事そのものが認められません。このことを強く申し述べます。

【2】大綱2、『宮城県は石炭火力発電所に撤退迫るべき』に移ります。

先の県議会でも『宮城県は石炭火力発電所に対し撤退も含めた厳しい態度でのぞむべき』が議会総意として示されました。『杜の都を石炭の都にするな!緊急署名』は8月時点で46,720 筆。被災地を食い物にする事業者に県民の怒りが集まっています。しかし関西電力と伊藤忠エネクス100%子会社の仙台パワーステーション(株)は、今年6月から試験運転を強行。7月から石炭を燃やし始め、10月からは何があっても本格稼働を始めるとしています。周辺住民への説明は、今年2月、県議会が全会派一致で意見書を採択する流れになるまで全く動きがありませんでした。

その後ようやく3月8日を境に結局6回の住民説明会が開催されました。私は全ての説明会に参加してきましたが、パワステ側の繰り返す回答や企業姿勢は、住民の懸念をはぐらかす極めて不誠実で、理不尽なものばかりでした。

『仙台港の石炭火力発電所建設問題を考える会』が情報開示請求で得た『宮城県が事業者側と交わしたやり取り及び記録の一切』40 件、約 150 枚の行政文書のうち、事あるごとに知事が登場してくる 2012 年 4 月 20 日の文書。これがパワステ側の不誠実で理不尽な言動の背景にあった事を今、ひしひしと実感しています。

<u>ここで改めて、仙台パワーステーション(株)が宮城県に進出するにあたって、知事及び</u> 宮城県の関わりについて時系列での経過説明を求めます。いかがですか?

8月21日の県保健福祉常任委員会では、自民・公明・共産会派議員から次々と『呼吸器疾患既往歴を持つ周辺地域の子ども達と高齢者の健康調査体制を整えるべきだ』と意見・質問が上がりました。最新の知見では、PM2.5が、早期死亡を誘発するとの研究論文もあります。

住民の命と健康を守る為にはパワステ本格稼働の前に、県による健康調査の基礎データ収集と、環境省の実務集を参考にした事業者の自主アセスを行わせ、住民へのデータの公表や説明が不可欠です。それらの努力なしに本格稼働を許すなど言語道断です。最低でも10月からの本格稼働を延期させるよう知事から強く働きかけるべきです。知事?お答えください。

汚染物質到達地点とされる半径 5Km 圏内には 15 万人が居住し、小学校(29 校)を含む学校総数は 55 校にのぼります。多賀城市・七ヶ浜町には、かつて存在していたのに、現在は常設の大気測定局がなく測定空白地となっています。県当局は、現在は移動測定車で観測していると弁明しますが、1 週間ずつ年 4 回の測定ではあまりにも不十分です。

大気測定は365日行い、県民にデータを公表し続けなければ健康影響との関係は判断できません。住民の健康被害が具体的に懸念されています。多賀城市と七ヶ浜町には常設の大気測定局が必要不可欠です。いかがですか?

【3】大綱3、値上げが心配される国民健康保険の県単位化について。何います。

仙台市は国保の県単位化に先立って、2015年度から国民健康保険料の所得割の算定方式を変えました。あまりにも高い保険料負担に対する抗議や苦情がわずか10日で約1万件仙台市に押し寄せました。支払える能力をはるかに超える請求に対し、62名の仙台市民が不服審査請求に立ち上がりました。ある年金生活の3人家族は、前年まで年間6万6千円だった国保料が16万円になり10万円も値上がりました。

国保税が高すぎて多くの県民生活がすでに圧迫されています。この上、仙台市のように、 県単位化でさらなる保険税負担増が心配されています。『できれば保険税を下げてほしい。 せめて今以上に上げないでほしい』この県民の願いを、生存権保障の観点で知事はどのよう に受け止めていますか?お尋ねします。

厚労省は7月10日、第3回目試算に向けて方針を都道府県に通知しました。今回通知の最大特徴は、これまでの試算結果を踏まえ、厚労省自身が低所得者の『保険税負担の急変』を極力避けるための『一般会計独自繰り入れ』や『基金の繰り入れ』を試算に反映させる姿勢を初めて明確にしたことです。

<u>宮城県も厚労省通知にならって市町村の判断で『一般会計繰り入れ』ができるよう国保運</u> 営方針案を改めるべきです。いかがですか?

県が市町村に義務付ける納付金の提示時期が遅くなるほど、市町村職員の作業負担は激増します。『今度の年末年始休暇は取れないだろう。倒れる職員も生まれるのではないか。』ある国保担当責任者が市議会議員にこぼしています。

第3回目試算を国に報告する期限は8月31日でした。早急に試算結果を県民に示すことを求めます。併せて国に情報提供した市町村ごとの『実際の一人当たり・世帯あたり保険税額との比較』の公表を求めます。いかがですか?

県全体では、応能割と応益割が52:48と、支払い能力に応じた応能負担割合が多かったのに、国保運営方針案の段階で『応能負担』の割合を減らしてしまいました。国は第3回目試算で所得係数を変えても良いと通知しています。今一度県も国の通知に習い低所得者の負担を減らすようにして下さい。いかがでしょうか?

低所得者割合が多く、国からの国庫補助が減らされてきた国保の構造的問題は、憲法25 条の生存権を侵害する自体になっています。

県自身も、困っている県民の生活実態を十分把握し、市町と共に親身に寄り添って個別支援制度に結実させることはもちろん、機械的な差し押さえや滞納処分を行わないよう市町への働きかけを強く求めます。同時に、国保の構造的問題解決のためには、国庫補助を大幅に引き上げていくことが必要です。国への強力な働きかけを求めます。いかがですか?

【4】大綱4、被災者医療費免除制度、今からでも復活・再開を求めます。に移ります。

被災者への医療、介護の免除制度は、2013年3月で打ち切られ、その後復活を求める声と 運動が広がり、2014年4月から市町村で対象を大規模半壊以上、住民税非課税世帯に限り復 活しましたが、その対象は元々の2割に激減しました。2016年4月からは県内9自治体が同制 度を継続、2017年も9自治体が実施しています。

一方、その9つの自治体住民であっても『同じ屋根の下・家族』の中から75歳以上の高齢者だけが医療費免除制度から切り離され、経済的負担による受診抑制で命の危険にさらされています。

後期高齢者広域連合が被災者医療免除制度復活させるための必要経費3億円のうち、岩手 と同じようにせめて半分を県が負担し、最低でも全県・75歳以上の高齢被災者が救済される よう働きかけ促してください。いかがですか?

災害公営住宅に住む75%の被災者は政令月収8万円以下の特別家賃低減事業対象者です。 仙台市の被災者からは、『災害公営住宅の家賃がこれからさらに引きあがる。。年金収入で 家賃・水光熱費・生活費・医療費まで賄えない。せめて医療費の免除制度を復活してほしい。』 の声が繰り返し上がります。免除を打ち切った当時の判断が、被災した方々の困難を極めさ せ、深刻な受診抑制を生み、命の危機に立たせてしまいました。「被災者に最後まで寄り添 う」といいながら『人間復興』にとって最大課題のまま切実に求められている被災者の命と 健康を直接守る手立てを宮城県は放棄したままです。総括を行い、今からでも必要な手立て を打つべきです。

被災者の切実な実態と声に応え被災3県には国保調整交付金の8割助成制度が残りました。 制度延長を求めるためにもしっかり活用し、残り2割を市町任せにせず、今からでも宮城県 が半分負担することで励まし、被災者を直接救済する事を再度求めます。いかがですか?

【5】大綱5、女川原発の地震対策は、宮城県独自に検証をすべき。に移ります。

宮城県が設置している「女川原子力発電所 2 号機の安全性に関する検討会」は、原子力規制委員会の新規制基準や審査ガイドが適正だということを前提にしています。

ところが国の新規制基準自体が極めてズサンです。

諸外国では炉心損傷事故の発生確率を、10万年に一回以下としているのに、日本ではわずか1万年に一回以下としています。核燃料のメルトダウンに備えるコアキャッチャーは、欧米では標準装備ですが、日本では義務付けられていません。日本の新規制基準は「世界最高水準」どころか、世界レベルにはほど遠いものになっています。

女川原発は地震の影響を世界一受けやすいとするレポートがアメリカ原子力学会に提出されています。地震・津波が女川原発に及ぼす影響評価にあたってはとりわけ最新の知見を踏まえることが求められています。

しかし国の原子力規制委員会は、基準津波の評価に関わる津波地震が起きる確率について「今後 50 年で発生する確率はほぼゼロ」という東北電力の主張を認めてしまいました。実際には、昭和三陸津波(1933 年 3 月 3 日)は明治三陸津波(1896 年 6 月 15 日)の 37 年後に発生しています。どちらも東日本大震災クラスの津波地震です。

また国の新規制基準に基づいて東北電力が基準地震動を 1000 ガルに引き上げましたが、 岩手・宮城内陸地震(2008年6月14日)を地下岩盤で測定した結果はなんと、1077 ガル もあり、実際すでに 1000 ガルの想定を超えてしまっています。県民は原発の安全性に根本 的な疑念を感じています。

基準津波の想定も 1000 ガルの基準地震動も、宮城県は東北電力や国の原子力規制委員会 評価を鵜呑みにすべきではありません。所見を求めます。

「女川原子力発電所 2 号機の安全性に関する検討会」に対して、地震・津波に関する検討にあたって新規制基準や審査ガイドが適切かどうかが鋭く問われています。最新の知見を踏まえて再検討すべきです。知事、お答えください。

そのためにも、検討会の委員を補充することや、検討会自身がより幅広い最新知見を有する専門家の意見を聴取するなど、原発の安全性に十分な検討を加えるための必要な措置を求めます。いかがですか?

地元紙・河北新報の調査でも県民の 87%が原発の安全性に不安を持つと答えています。 福島かずえ県議が代表質問でも質しましたが、知事が主張する「再稼働の同意は県と立地自 治体だけで適切」との回答はわすか 7.6%に留まり、地元同意は全自治体で行うべきとの回 答は 55%に上りました。これでも知事は認識を変えないのですか?地元同意の範囲は拡大 すべきです。いかがですか?お答えください。

知事には県民の意思を尊重し、県民の命と安全を何よりも守る姿勢を強く求め、第一問とします。ご静聴ありがとうございました。